

受動喫煙防止法（2020年4月1日施行）における
シガーバー等での喫煙可否要件

前提条件

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしている。
※要「製造たばこ小売販売業許可免許」又は「出張販売の許可」

YES

NO

喫煙目的施設（3条件なし）

喫煙を主目的として要件を満たす施設は、**喫煙目的室**を設けることができます。

シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設（喫煙目的施設）については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、**喫煙目的室**を設けることができます。喫煙目的室では、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することを可能としています。

既存特定飲食提供施設（3条件あり）

原則屋内禁煙です。
喫煙専用室ならびに、**加熱式たばこ専用喫煙室**に加え、**喫煙可能室**の設置も可能です。

本タイプに該当する事業者の皆さんは、既存特定飲食提供施設に該当します。これは、経営規模が小さい事業者の皆さんが運営する施設について、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置として、喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室に加えて、**喫煙可能室**の設置が認められる施設です。

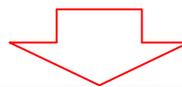
喫煙目的施設（喫煙を主たる目的とするバー、スナック等）

1. たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙する場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行う事業場。*

※ 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年7月1日 基発0701第1号）より

次頁

既存特定飲食提供施設（3条件とも満たすこと）



1. 2020年4月1日時点で営業している店舗
 2. 資本金又は出資の総額5,000万円以下
 3. 客席面積は100m²以下
- ※ 自治体への届出
(各自お調べ下さい)

喫煙目的室・喫煙目的店（喫煙可能室・喫煙可能店）の許可事項

1. たばこ（葉巻含む）の喫煙が可能
2. 飲食等の提供可能（主食を除く※）

※ 喫煙目的施設のシガーバー等は、主として主食を提供しないことが条件。

喫煙目的室・喫煙目的店（喫煙可能室・喫煙可能店）の義務

1. 標識の掲示
2. 従業員を含め、未成年は喫煙目的室・喫煙目的店に出入り禁止
3. 喫煙目的室・喫煙目的店は「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」の条件を満たす必要がある。
4. 施設管理者による、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務

標識の掲示（喫煙目的施設）

施設の一部に喫煙室がある場合	施設全体が喫煙室である場合	
 <p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</p>	 <p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</p>	 <p>喫煙目的店 Smoking area</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</p>
施設の入り口等に掲示され、当該施設の一部に喫煙目的室を備えていることを示すもの	施設内の喫煙室に掲示され、喫煙室のタイプが喫煙目的室であることを示すもの	施設の入り口等に掲示され、当該施設全体が喫煙目的室となっていることを示すもの

標識の掲示（既存特定飲食提供施設）



たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする

※2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。）においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする

※3 施行時点に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

第二種施設等又は喫煙目的施設（この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所（以下この項において「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であって、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第二条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六条第一項若しくは第十八条第一項又はこの省令附則第二条第一項若しくは前条第一項に規定する技術的基準（以下この項において「一般的基準」という。）を満たすことが困難であるものに係る技

術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準（上記の i ～ iii）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

各自治体の条例

本資料は法令について整理したものであり、各自治体の条例においては条件や許可基準、義務等が異なることが考えられます。よって自治体条例については、各自治体にお問い合わせ下さい。

出張販売の許可とは

製造たばこ小売販売業者が、その営業所以外の場所に出張して小売販売業をしようとするときの許可

例えば、当店の葉巻を、特定のバーなどで販売する場合に、対象となるバーを「出張販売先」として許認可を得る手続きです。出張販売先として許可されたバーは、当店の出張販売先となり、受動喫煙防止法上の分類は「喫煙目的施設」となります。その結果、既存特定飲食提供施設の認定条件である 3 条件に該当しなくとも、喫煙目的室または喫煙目的店としての営業が法的に行えることとなります。

出張販売許可の申請をご希望の店舗様へ

当店とのお取引（今後の新規お取引を含む）のあるバー、シガーバー等（クラブ、ラウンジ、スナックを含む）の事業者様に限り、出張販売許可の申請を承ります。ご希望されるお客様は、下記の連絡先まで営業時間中にお電話にてお問い合わせ下さい。

キューバ産葉巻専門店 *CubanCigar*

製造たばこ小売販売業許可免許 福岡財務支局理財課 第 254 号

電話番号 093-953-7491

営業時間 午前 11 時～午後 10 時

定休日 水曜日